

# 民法改正（相続関係）に伴う著作権法施行令等改正の概要

- **著作権の譲渡等による移転（特定承継）**については、**登録による対抗制度**を設けているところ、先般の民法改正（相続関係）により、今後は、**相続や会社合併等による移転（一般承継）**についても、**第三者への対抗に当たって登録が必要**となる（不動産登記についても同様の取扱い）。
- これに伴い、著作権法施行令等において、**相続や会社合併等による登録に関する規定を整備**するとともに、多数の登録を一括して簡易に行うことができるよう「**併合申請**」の**仕組みを導入**するなど、所要の規定の整備を行う。

## < 第三者への対抗に当たっての登録の要否（法改正による変更） >

		法改正前	→	法改正後
特定承継（譲渡等）		必要		必要（変更なし）
一般承継	相続	不要		法定相続分：不要 法定相続分を超える部分：必要
	会社合併等	不要		必要

## < 著作権法施行令等改正の主な内容 >

### 1. 相続や会社合併等による登録に関する規定の整備

相続や会社合併等による著作権の移転に関して、新たに登録制度が設けられることに伴い、**登録申請書の様式や申請手続等に関する規定を整備**する。

### 2. 「併合申請」や添付資料の省略の仕組みの導入

相続や会社合併等においては、一度に多数の著作権の移転が生じることが想定されるため、**複数の登録申請を一括して簡易に行う**ことができるよう、「**併合申請**」（2以上の登録を同一の申請書で申請）の仕組みを導入するとともに、複数の登録で**重複する添付資料の省略**を可能とする。

### 3. 登録の効力発生時期の見直し

不動産登記法や特許法等における取扱いを踏まえ、登録の効力発生時期を「**登録事務が完了した時点**」から「**登録の申請の受付時点**」に改めることで、より早期に対抗要件を具備することを可能とし、それに関連した規定の整備を行う。

## < 施行期日 >

令和元年7月1日 ※民法改正（相続関係）の施行期日と同日